

フェナミホス

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準	有機リン系	アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより殺虫作用を持つ。	殺虫剤	・ 海外評価書 (JMPR、EFSA、EPA)

【試験成績の概要】

1. 植物代謝試験の結果、主な代謝物として M01、M02、M09、M12、M12 グルコース抱合体、M13、M13 グルコース等抱合体及び M18 が認められた。
2. 家畜代謝試験の結果、主な代謝物として M01、M02、M08、M11、M12、M13、M15、M16 及び M17 が認められた。
3. ラットを用いた動物体内動態試験の結果、フェナミホスの吸収は速やかであり、体内では広く分布が認められた。主に尿中に排出され、排泄物中の代謝物として M01、M07、M11、M12、M13、M15、M16、M17 及び M18 硫酸抱合体が認められた。
4. フェナミホス投与による、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。最小毒性量で認められた主な影響は、赤血球 ChE 活性阻害であった。

フェナミホス (FENAMIPHOS)

[illegible]

フェナミホス (FENAMIPHOS)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2	らつかせい油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	Codex		0.05	2
豚の筋肉	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2		0.05	Codex		0.05	2
牛の脂肪	0.05	海外				0.05					5	綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)					
豚の脂肪	0.03	海外				0.05			0.01		5						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	海外				0.05					5						
牛の肝臓	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の肝臓	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2						
牛の腎臓	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2						
豚の腎臓	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2						
牛の食用部分	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2						
豚の食用部分	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.01	Codex			0.01	0.05	0.05		0.01		2						
乳	0.005	Codex			0.005	0.01	0.005		0.005		2						
鶏の筋肉	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
その他の家禽の筋肉	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
鶏の脂肪	0.01	海外							0.01		5						
その他の家禽の脂肪	0.01	海外							0.01		5						
鶏の肝臓	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
その他の家禽の肝臓	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
鶏の腎臓	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
その他の家禽の腎臓	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
鶏の食用部分	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
その他の家禽の食用部分	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
鶏の卵	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
その他の家禽の卵	0.01	Codex			0.01		0.05		0.01		2						
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(貝類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(甲殻類に限る。)	0.005	その他									6-5						
その他の魚介類	0.005	その他									6-5						
ばちみつ	0.005	その他									6-5						

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当事者が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

©厚生労働省, 2005. All rights reserved.